

決算審査特別委員会記録

<農林部・県土マネジメント部・まちづくり推進局・警察本部>

開催日時 平成30年10月15日(月) 10:03~13:55

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

松尾 勇臣 委員長
田尻 匠 副委員長
山中 益敏 委員
田中 惟允 委員
小林 照代 委員
清水 勉 委員
中野 雅史 委員
乾 浩之 委員
山本 進章 委員
粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事
末光 総務部長
折原 観光局長兼県土マネジメント部理事(地域交通担当)・
山本 農林部長
山田 県土マネジメント部長
増田 まちづくり推進局長
森田 会計管理者(会計局長)
遠藤 警察本部長
星場 警務部長
森本 生活安全部長
太田 刑事部長
桑原 交通部長
片桐 警備部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第83号 平成29年度奈良県水道用水供給事業費特別会計剰余金の処分
及び決算の認定について

議第90号 平成29年度奈良県歳入歳出決算の認定について

報第29号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

<会議の経過>

○松尾委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の欠席者はおられません。また、田中、中野委員兩名がおくれるとの連絡を受けておりますので、ご了承をお願いします。

それでは、日程に従い、農林部、県土マネジメント部、まちづくり推進局及び警察本部の審査を行います。

これより質疑に入ります。その他の事項も含めて、ご発言をお願いします。

なお、理事者の皆様には、委員の質疑等に対し、明確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

それでは、ご発言をお願いします。

○山中委員 それでは、私から数点、質問をさせていただきたいと思います。

まず農林水産業費に関してお聞きをしたいと思います。平成29年度主要施策の成果に関する報告書の116ページに記載されております鳥獣被害の防止対策事業を中心に聞かせていただければと思います。

農産物の最近の被害総額が大体200億円前後で高どまりした状態であります。全体の約7割が鹿、イノシシ、猿などによる被害ということです。さらに、鳥獣被害は営農意欲の減退や耕作放棄地の増加などをもたらし、数字にあらわれる被害額以上に農山村に深刻な影響をもたらしていると言えるのではないかと思います。

こうした中、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律が改正されました。その法律の目的に鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するというところで、新たに管理という文字が明文化をされました。奈良県では、保護管理事業計画や特定鳥獣管理計画などが策定されております。一方、市町村においては鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律のもとに県内31市町村で被害防止計画が策定されております。異なる省庁のもとで運用されておりますそれぞれの各計画について、県の役割と市町村への支援のあり方をお聞きをしたいと思います。

また、平成29年4月に新たに第12次鳥獣保護管理事業計画ができましたし、第6次ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画、そして第4次イノシシ第二種特定鳥獣管理計画というのできていますので、この運用についても聞かせていただきたいと思います。以上です。

○田中農業水産振興課長 第二種特定鳥獣管理計画につきましては、県では、ニホンジカ並びにイノシシということで策定しております。ニホンジカにつきましては、年間に1万頭を捕獲目標に定めています。イノシシにつきましては年間6,100頭を捕獲することを目標にいたしまして、種々の事業を行っているところでございます。

もう一つは、市町村並びに協議会がつくっております被害防止計画でございますけども、31市町でつくっております、3年間の目標値を設定しております。3年が終わりましたら評価報告をしていただきまして、被害軽減目標の達成度が70%未満である場合には、県としましてもその要因を分析しまして、推進体制等を見直す改善方策を指導しているところでございます。以上でございます。

○山中委員 わかりました。県の計画と、市町村の計画ということで進めていただいていると思います。

今、ニホンジカが1万頭、イノシシについては6,100頭ということで捕獲目標とされていますということだったのですけれど、この辺の実施状況をお聞かせください。

○田中農業水産振興課長 捕獲につきましては、平成29年度はニホンジカは8,202頭、イノシシは8,375頭ということで、特にニホンジカにつきましては今後考えていかなければいけないなと思っているところでございます。以上でございます。

○山中委員 ありがとうございます。おおむねわかりました。

ジビエなどさまざまな有効活用もあろうかと思っておりますので、そういうことも含めてしっかりと進めていただければと思います。

次に、奈良の意欲ある担い手支援事業についてお聞かせをいただきたいと思っております。

ここで、農業法人、そして集落営農、ともに成果指標を見ておりますと増加傾向にあるのがうかがえますが、そうした意欲ある担い手に農業発展のステージに応じた支援、また、高度な経営を目指していかれます集落営農組織などに対しては、経営レベルに応じた支援を実施するとあります。そこで、この各支援の具体的な内容と、担い手や集落営農組織の現状について、お聞かせをいただきたいと思っております。また、そうした支援に対する成功事例もあればお聞かせをいただきたいと思っております。以上です。

○服部担い手・農地マネジメント課長 多様な担い手を確保するために、就農前の準備段階、あるいは就農直後の新規就農の段階、その後の経営発展の段階、各段階のステージに応じて支援を行っております。あわせまして、法人化、あるいは集落営農への移行についても支援を行っております。

具体的に申し上げますと、就農準備段階におきましては、ワンストップ窓口の設置、新規就農者向けの実地研修などの実施、新規就農段階におきまして、就農前後となるのですが、年間最大150万円、最長7年間の資金の交付、農地のあっせん、初期投資軽減に係ります施設や機械整備の導入に対する支援、就農直後のフォローアップ研修などを実施しております。さらに、経営発展や法人化、その他集落営農を目指す農業者に対しましては、先進的農業経営者や中小企業診断士、税理士等の専門家による研修会の実施、あるいは組織化、法人化手続に関する設立支援を行っております。

こうした取組の結果でございますが、毎年50名前後の新規就農者を確保しておりますが、このうち約半数がこうした取組にかかわっての支援を受けております。

集落営農組織でございますが、現在の集落営農組織58組織のうち、この2年間で8組織増加しております。集落営農はほぼ水稲の作業受託を中心とした経営でございますが、特徴的な取組としまして、水稲以外では曾爾村でユズやコンニャクの生産加工を行っております。

農業法人は、現在114法人ございます。約2年間で21法人が増加しております。21法人の内容でございますが、野菜の生産販売を行う法人が全体の約4割、次に、水稲の生産を行うものが約2割を占めておりまして、この2つで全体の過半を占めております。このほか、市町村別の品目では、五條市では柿、宇陀市では野菜、奈良市ではお茶の取組があるのが特徴的でございます。以上でございます。

○山中委員 ありがとうございます。先ほどお聞きしたように、新規就農の方も50名近く、法人的にももちろんふえているということで、内容についてはもちろん経営ができる範疇でやっていると聞いておりますけれども、そうした中で、県の取組として先ほど農地のあっせんとか機材を導入する際のさまざまなアドバイスがございました。実は、私のところにも新規就農を志して、やろうとされる方からも電話があったりするのですが、そうした中で、なかなか難しいのは、農地のあっせんと聞いております。その方自身もいろいろな背景を持って、例えば親御さんが農業をやっていると、事前に研修を受けて、農業のスキルもしっかり持っていますという部分がなかなか個人では証明されません。

そうした中で、実際に現場に入っていきますと、農地が借りられないという現状があったりします。そこで、農地のあっせんを支援しているということですが、その辺の県としての捉え方を、もう少し詳しく教えてください。

○服部担い手・農地マネジメント課長 農地のあっせんにつきましては、なかなか農地の売買までは至らないのですけれども、県では農地の貸借を進めることで取り組んでおります。

農地の貸借につきましては、なら担い手・農地サポートセンターで農地を一旦借り受けて、それを農業を始めたい、意欲ある農業者に農地を貸し出す取組を進めているところでございます。

○山中委員 意欲ある新規就農者の支援についてはしっかりとやっていただきたいということを要望しておきます。

次に、地籍調査事業についてお聞かせをいただきたいと思います。

奈良県における地籍調査の進捗状況は、皆さんご存じのように、約12%と全国平均値の約52%と比べても大変低いです。全国でもワースト4位となっています。平成29年度も事業費約1億9,272万円をかけて取り組んでいただいておりますが、県内における進捗状況、そして進捗率が低い原因についてもお聞かせをいただきたいと思います。また、市町村に補助しておりますけれども、その支援のあり方等についてもあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

○服部担い手・農地マネジメント課長 地籍調査の進捗率の低い理由でございますが、国土調査法が施行されましたのは昭和26年であったにもかかわらず、本県の調査の着手時期が昭和42年でございます。全国的にも比べて非常に遅かったことがまず一つの理由であると考えております。

また、未着手の市町村、39市町村中未着手の市町村が今現在8市町村でございます。休止している市町村も13市町村でございます。全国平均に比べまして非常に多い状況であると考えております。

こういったことが進捗率の低い理由と考えているところでございます。

市町村に対しての取組でございますが、このような状況の中では未着手市町村の解消を図るということでございますけれども、未着手市町村の解消と休止市町村に対しまして、その辺の休止に至った、あるいは未着手に至った原因の検証を行った上で、再開に向けた働きかけを行っていきたいと考えています。あわせて、地籍調査に必要な国予算の確

保に向けて努めていきたいと考えております。

○山中委員 わかりました。

取りかかりが遅かったということと、県内の未着手の市町村や休んでいるところもある状況から、そこをきちっと検証してということでしたので、おおむね了解をさせていただきました。

それと、何よりも市町村にとっては、予算と地籍調査を進める上での人材、この2点が非常に大きなポイントで、進捗の低迷という部分にはあると思います。この点についてはこれからも見守っていきたいと思いますし、何よりもこの地籍調査が進むことで大きなメリットがあるように思います。この点については、もっとグローバルな視点で知事にもお聞かせをいただきたいと思います。この点を申し上げておきます。

それでは、次に、県土マネジメント部に移らせていただきたいと思います。道路舗装の補修事業でお聞きをさせていただきたいと思います。

例えば本県の道路事情ということで、県管理道路の整備率が39.6%ということで、全国46位です。全国平均は61.4%です。そして、歩道の整備率も25.9%、全国45位です。同じく管理道路の舗装率も63.1%、全国37位と、これも同様に低いというのがわかると思います。ましてや、私たちは、実際に県道を車で走行するのですけれども、舗装の状況はかなり悪いというのは、私に限らず皆さんもお気づきの点だと思います。

そして、それを裏づけるように、例えば県管理の道路延長と決算ベースでの事業費の比較で過去3年ほどを見ますと、平成29年度の管理延長が2,023キロメートル、そしてその延長見合いの金額が10億2,961万円です。その2年前の平成27年度は、管理延長が2,020.5キロメートルで、2.5キロメートル近くこの2年間で伸びたわけですけれども、そのときの同じ事業費が15億308万円ということで執行されているわけです。この3年間で約3割以上の事業費がカットされております。

そこで、極めて厳しい事業費で道路舗装の補修をされているのはこのことからもうかがうことができます。管理道路延長は少しずつ延びております。それに対して事業費が大きくカットをされている。どのように優先順位をつけながら、この事業を進めておられるのか。

そして、地域からさまざまな要望が寄せられると思いますけれども、そのような要望にこの事業費でしっかりと応えられるのかどうかもあわせてお聞かせをいただきたいと思

ます。

○上村道路管理課長 県管理道路の舗装補修についてお答えいたします。

まず、国では、舗装補修について点検要領を作成し、平成28年度より全管理道路を5年サイクルで点検し、自動車交通量や舗装の傷みぐあいを考慮して実施していると聞いております。

一方、本県では、道路の穴ぼこやひび割れ等について、職員によるパトロールや道路利用者等からの通報により発見した場合は、適宜緊急対応するとともに、交通量の多い道路につきましては、10年に1度、路面状態を計測して、舗装補修を実施しております。

昨今、道路メンテナンスの重要性が指摘され、道路維持管理費全体は継続的に増加しており、今年度は対前年度と比較して1.15倍となっております。ただし、トンネルや橋りょうなどの老朽化対策予算が対前年度比で1.23倍と急激に増加しており、維持管理費全体予算は伸びておりますが、舗装補修費は対前年度比0.84倍でございます。今後、さらに補修を進めるため、新しい補助制度、例えば切削オーバーレイなどの簡易な舗装補修については、約30%から50%の交付税措置が受けられる公共施設等適正管理推進事業債の積極的な活用を国土交通省や総務省も推奨しており、県としてもこれらの意見を踏まえ、予算の確保、拡大に努めてまいります。以上です。

○山中委員 わかりました。各地元からの要請は、ひび割れ等があれば適時対応してもらっているという辺だと思えます。橋りょうなどですと近接目視を5年に1回やりなさいとなっております。舗装にはそういう基準がございませんので、10年に1度、優先順位を決めて進めていただいていると思えますけれども、実際の延長から見ますと、どれだけできているのかなという感じがします。そういう意味では、つくる道路から管理する道路に移っているのは間違いないと思えます。

先ほど新しい事業債が推奨されているということでしたが、事業債といっても借金になると思えますので、その辺はよく考えていただいて、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

現実には道路の管理瑕疵による大きな被害は出ておりませんので、その辺を考えますとどこまで予算を計上していくのかという問題はあると思えます。実際に道路が整備をされ、舗装がきれいになりますと、まちの環境というか、観光でお越しになった方の印象が随分変わると思えますので、しっかりと進めていただくようお願いしたいと思います。

それでは、地域空き家対策推進事業についてお聞かせをいただきたいと思えます。

現在、各市町村で空家等対策計画の策定に向けた取り組みが進んでいると伺っております。また、その策定に先立って、奈良県では空家等対策計画策定の手引も平成30年1月に作成されております。そこで、県内におけます空家等対策計画の策定状況、そしてまた本県の各市町村への支援のあり方についてお聞かせいただきたいと思います。

○塚田住まいまちづくり課長 空き家への対応は重要な課題と考え、予防、活用、除却の3つの観点から、市町村が取り組む空き家対策への支援を行っているところです。今後、県内の世帯数の減少が予測される中、空き家がますます増加することが予想されるため、さらなる取組を進めていくことが重要と考えています。

これまで、平成28年度に県と市町村による奈良県空き家対策連絡会議を設置し、国やNPO法人等の取組に関する情報提供や市町村との意見交換の実施、また、本年1月には市町村向けの空家等対策計画策定の手引の策定などの取組を行ってまいりました。市町村の空家等対策計画の策定状況としましては、昨年度末において、県内19市町において策定済みであり、今年度は10市町村が策定予定と聞いております。

また、そのほかの支援としまして、今年度15市町村において国の補助事業を活用し、空き家の除却や利活用を行っているところです。

今後とも奈良県空き家対策連絡会議において研修を実施するなど、市町村職員の空き家対策のスキルアップを図るとともに、国の補助制度の活用等を促進するなど、市町村の支援を行ってまいります。

○山中委員 ありがとうございます。19市町村で策定済み、そして新たに10市町村が今度新たに策定に向けて取り組まれるということですので、39市町村全てではないですけども、進んでいるというのは確認をさせていただきました。

それと、具体的には除却等を含めた取り組みということで、15市町村が具体的に行動されていると思います。そうした中で、空き家対策連絡会議でしっかりと取り組みながら進めていただけるというのは理解をさせていただきましたけれど、一番市町村で困るのはやはり予算と人手かなと思います。そうした中で支援できるのは奈良県しかないと思いますので、しっかりとアドバイスを含めてお願いをしたいと思います。

それでは、最後になりますけれど、警察の関係で、高齢運転者対策推進事業についてお聞かせいただきたいと思います。

平成29年3月に施行されました改正道路交通法では、75歳以上の運転者が運転免許を更新する際に受検する認知機能検査において、認知症のおそれがあると判断された場合

は、医師の診断書を義務づけるほか、認知機能検査を受け、認知機能の低下が自動車などの運転に影響を及ぼすおそれがあると判断された場合には、臨時高齢者講習を受講することなどが定められました。そうした診断を義務づけられる高齢運転者は県内で年間約700人にも上るといった推計もあるようでございます。そこで、高齢運転者対策推進事業において、運転適性相談に当たる医療系専門職員などの相談員を2名配置をいただいて、認知症などで運転に不安がある方や、またその家族の方の相談、支援をされています。その進捗状況等についてお聞かせをいただきたいのが1点と、例えば運転をやめさせたい家族との間で、認知症のことについてギャップがあった場合、その辺は大変ご苦労されている点かと思いますが、こういう相談員のご苦労と、その効果について、もしあればお聞かせいただきたいと思っております。以上です。

○桑原交通部長 まず、運転適性相談の現状でございますけれども、自動車の安全な運転等に不安のある高齢者でありますとか、そのご家族からの運転適性相談が全国的に増加しております。当県におきましても相談受理件数が、平成24年度には225件であったところが、平成29年度には1,374件ということで、急増しているところであります。

運転適性相談におきましては、医療系専門職員等の専門知識が豊富な職員によるきめ細やかな助言指導も求められているところでありまして、当県におきましては、平成29年度に保健師1名を含む2名の嘱託職員を増員配置いたしまして、高齢者等からの運転適性相談に対応しているところでございます。

さらに、平成30年度は、運転適性相談のさらなる充実を図るということで、嘱託職員の1名のかわりに保健師の資格を有する正規職員を新たに採用し、医療系専門職員を2名体制といたしまして、増加する相談にきめ細かく対応をしているところでございます。

このように、加齢に伴う認知機能や身体機能の低下等のために自動車の安全な運転に不安のある高齢者、それからその家族からの相談にきめ細かく対応をしているところでございますけれども、その相談の中身的には、確かに本人とご家族の思いにギャップがあるという部分もあるのですけれども、きめ細かく話を聞くことで、実際にその家族とともに相談を受けた高齢者の方からのお言葉ですけれども、返納後の家族の協力も得られることになって、免許を返納する決心がついたという声も聞いております。

それから、また、運転を継続する方については、その辺の注意事項を説明しておりますので、加齢に応じた安全運転を心がけますという声が数多く寄せられているところでございます。

そういったことで、運転免許の自主返納の数も平成24年度には1,207件でしたけれども、平成29年度には4,844件と増加しております。保健師等による運転適性相談が自主返納の増加に一定程度寄与しているのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○山中委員 ありがとうございます。相談件数が本当にふえたのがよくわかりますし、また、自主返納も先ほど1,207件から4,844件と、この辺の効果もお聞かせをいただきまして、ありがとうございます。

実際には正規職員1名を補充いただいて、しっかりと当たっていただいている。その中でも特にきめ細かく対応していただく中で、自主返納に至ったという事例も聞かせていただきまして、ありがとうございます。

そうした一方で、大変この更新時に、高齢者講習の受付が満杯で待っていただいている状況だと思います。平成30年度の補正予算の中で、免許センターでも実車指導用のコースを整備されて、その対応に当たっていただけるということでお聞きをしております。こちらをあわせて進めていただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○清水委員 農林部、県土マネジメント部、警察本部に対しまして数点ずつ、確認あるいは質問をさせていただきたいと思います。

まず、主要施策の成果に関する報告書の124ページにため池のハザードマップの件が記載されておりますけれども、これの実施率と公表されている割合をまずお伺いしたいと思います。

○小林農村振興課長 ため池ハザードマップの策定状況と公表の割合でございます。

平成25年より、東日本大震災を受けて下流に影響を及ぼすおそれのあるため池を市町村とともに選定し、現在、17市町村において114カ所のため池を防災重点ため池として定めております。平成32年度までに市町村が全ての防災重点ため池においてハザードマップを作成し、公表することとなっております。現在、16市町村において81カ所のため池でハザードマップが策定されておまして、そのうち10カ所が市町村のホームページ等で公表されているところでございます。以上でございます。

○清水委員 ということは、17市町村で114カ所、そして81カ所ができていて、現状、10カ所しか公表がなされていないという状況に思いますが、公表されない理由は、さまざまあるかもしれませんが、全て完了してから一括でされるのか、もしくは地域事情があつてされないのか、その辺はわかりかねますけれども、平成32年度には全てが公

表されるという理解でいいですか。

○小林農村振興課長 平成32年度までにはハザードマップを策定いたしまして、公表するという国から指導されております。以上でございます。

○清水委員 いろいろな事由があつて、例えば地価が下がるであつたりとか、その他の理由も含めてですけれど、公表率が低いというのは、公表しない理由のほうが重きになってしまっています。実際にそのハザードマップを作成する本来の意味は、ため池周辺に暮らしている方がもしものときに安全に避難ができるようにということが大前提にあるわけです。平成32年度までということですので、今からきっちり実施されている内容を把握していただいて、速やかなる公表に結びつけていただきたいと思います。

なおかつ、税を使つての調査事項でもございますので、公表されなければ本当に意味がない、そうなりかねませんので、ぜひとも市町村に対する取り組みに対してご協力いただきたいと思ひます。

では、2点目。先ほど山中委員からも地籍調査の現状について確認がありましたけれども、昭和40年代の後半ぐらいから地籍調査が奈良県の中でも本格的に始められて、遅々として進んでない状況にあるわけですが、そのような中で、古い時代に認証した図面と今の時代に認証した図面の中身の精度の問題であつたり、作成するときに当然測量法も、そして登記法も変わっていますし、現状でいろいろ迷いが生じて進んでいないところは理解できるのです。

ただ、その中で、過去に未認証で残っていて、本来、再度認証の手続をしようと思へば、今の測量法でやらないといけませんので、過去にやったものが無駄になると思つたりもするのですが、その過去に上がってきた成果を再度修正なりを加える作業に当然費用がかかりますので、それに対する支援の方策はあるのですか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 地籍調査でございますけれども、現在、国土調査法に基づきまして、国が経費の2分の1、県と市町村でそれぞれ4分の1を負担することとされております。これに加えまして、県と市町村が負担する経費の80%については、特別交付税措置されますことから、市町村の実質的な負担は事業費の5%となっております。過去に補助事業により地籍調査を実施した箇所を再調査する場合でございますけれども、現行の支援スキームの対象外となつておりまして、その場合は、事業費の全額について市町村単費で賄うこととなっております。

しかし、県内で地籍調査を始めた昭和40年代と現在では、測量技術、測量精度が全く

異なっている場合もございますので、やむを得ず再調査を行わなければならない場合においても通常の地籍調査と同じ支援が受けられるように、国に対して予算措置の要望を行っているところでございます。以上でございます。

○清水委員 なかなか国は二重投資を認めてくれませんので、2回補助金を出すということはなかろうと思うのですが、ただ、時系列的に40年も経過している内容が正しいとはなかなか思えませんし、今の測量技術ですと、以前10日かかっていたものが数時間で終わってしまう、そんな技術にも到達しているわけです。なおかつ精度が高い。ですので、何らかの支援スキームが私は必要だと思います。

常に知事は、頑張る市町村を応援するとおっしゃっていますので、いろいろな意味で単独費を出してでもその成果をもう一度やり直して、未認証を解消しようという市町村に対して、財政的な支援が必要だと思います。エリアが広くなれば広くなるほど大変な作業でもありますし、再度筆界の確認をする、そのためには当然人間に動いてもらわないといけないわけです。だから、担当者数もそろえないといけない。夜に立会をしてもらって、現地であって、マークをして、さらに測量をかけてということを繰り返してやるわけですから、非常に時間と根気の要る作業であることは間違いないわけです。ぜひとももう一度やるというところについても、何らかの財政支援を研究していただいて、国のほうにも予算要望をしていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

それと、県土マネジメント部にお伺いしたいのですが、150ページ、道路施設管理事業について記載がありますけれども、中和幹線などでは、草刈り業務を包括発注されていることは存じ上げているのですが、その他の路線もしくはそのエリアを含めてですが、そういう包括発注の仕組みができないかどうか、まずこの点についてお伺いしたいと思います。

○上村道路管理課長 道路の包括的な維持管理については、中和幹線や大和中央道において安全性の確保や景観保全の観点から、巡回、清掃、除草、剪定、除雪、補修などの業務を包括し、維持管理を実施しているところです。その中で、除草作業につきましては、年2回実施することなど、性能規定を盛り込んで実施しているところです。

ご質問の中和幹線や大和中央道以外にも広げる可能性についてですが、基本的には交通量であるとか重要度を見まして、今後、検討していきたいと思っております。以上です。

○清水委員 幅を広げてもう一度お伺いしたいのですが、今、道路については包括発注について今後、研究していただくということですが、例えば、馬見丘陵公園、非常に立

派な公園で、年間100万人も訪れる。草花が非常にきれいですけれど、残念ながらその周辺の町道あるいは県道を見ますと、いまだに雑草が生い茂っている。一步外に出てしまうと非常に見苦しい状態が見受けられます。ですので、今、路線でやられてる包括発注を例えば公園事業と道路管理事業を一緒にして同じような形で面的に包括発注の可能性のあるのかなのか、この辺の検討はしていただけるのかしていただけないのか、その点についてお答えいただきたい。

○上村道路管理課長 道路だけではなくて公園も含めたというご質問にお答えいたします。

馬見丘陵公園では、夏のイベント時等に公園内の除草はできているのですが、周辺の道路に草が茂っているため、来訪者に対しても一体的な管理が望ましいということは認識しているところです。

馬見丘陵公園を例に出しますと、周辺は県管理道路と町管理道路がございます。さらに、公園事業との連携も必要であることから、草刈りについてはどのような方法が効果的なのか、公園管理者、県道管理者及び町道管理者で研究していきたいと考えております。以上です。

○清水委員 ぜひとも効果のある対策をとっていただきたいと思います。

それともう1点、馬見丘陵公園についてお伺いしたいのですが、イベントのときに駐車場が本当に入りにくい状態で数珠つなぎになります。民間の駐車場をお借りしたりして、公園として対策をとられているのは存じ上げているのですが、南駐車場、中央駐車場、北駐車場、それから民間駐車場、広陵町の駐車場、竹取の駐車場もあつたり、台数としては1,000台ぐらいの容量があるのです。我々は土地勘がありますから、ここがいっぱいなら、こちらへ行ったらいいというのはあるのですが、パーキングの位置と空車状況を敷地内に標示できるようなシステムをつくったらどうかと思うのですが、公園のほうでこういうことを検討されているかどうかお伺いしたいと思います。

○佐竹公園緑地課長 馬見丘陵公園では、春のチューリップとか秋のフラワーフェスタなど、年間5回のイベントを開催しておりまして、特に駐車場不足で渋滞になりますのが、イベント期間中の土日祝日になっておりまして、特に北駐車場や中央駐車場の入口付近の渋滞が著しいという形になっております。

北駐車場や中央駐車場は非常にわかりやすく、皆さんにご利用いただけている状況で、南のほうにも駐車場とか、周辺の民間駐車場を借りている部分もあるのですが、非常にわかりにくいということです。一つ考えておりますのは、まず、駐車場自体が不足し

ている部分も若干ございますので、園内に少し臨時駐車場を確保していきたい。それと、北と中央の駐車場で待っている車両に対しまして、中央の南口とか東口など、ほかの駐車場への誘導、待っている車に例えばチラシ等を配るという方法もあると思っております、そういうことも考えていきたいと。

それともう一つ、今現在、この駐車場不足の渋滞対策として、バスや電車を利用していただいた方にチューリップの球根をプレゼントするという、公共交通機関の利用促進にも取り組んでおります。もう少し検討を加えまして、有効に駐車場を使って、渋滞がなくなっていくように考えております。以上です。

○清水委員 周辺の方にとっては渋滞すると本当に迷惑ですので、ぜひともいい対策を今後とも研究していただいて、実行に移していただきたいと思います。

それと1点要望させていただきたいのですが、皆さんご存じのとおり、王寺町の直下流には亀の瀬がございます。昭和6年でしたか、大規模な地すべりがあって、さらに昭和42年にも地すべりがあって、国道25号が一部隆起をしました。全体的な地質の調査は岩盤の状態や、すべり面の調査は完了しているのですけれども、私自身、昔からあそこを見ていて、大和川の左岸側が、非常に急勾配であります。本体を調べてみても30度以上、40度近かったと思うのですけれども、なおかつその部分が大和川断層帯にも当たっています。せんだって北海道で胆振東部地震がありましたけれど、雨と地震が重なってしまうとああいう状態になるということを改めて映像を見て確認をしました。

そのような中、大和川左岸部分については、ご承知のとおり、国道25号とJR大和路線が通っている。一番急峻な場所にはトンネルが3本あるのですが、その3本の間を抜けているわけです。もしもその間に土砂が流れ込めば、非常に大きな災害に発展する懸念があります。これは国直轄事業なのか、県の事業なのかわかりかねますけれども、ぜひとも調査に取り組んでいただきたい。

昨日、国会議員に会う機会もありましたので、お話もさせていただいていたのですけれど、危険を回避する、予防するということになると、奈良県のボトルネックである亀の瀬を絶対安全な場所にするには非常に大切だという観点から、ぜひとも研究をしていただきたいと申しておきたいと思えます。

そして、警察本部に3点、確認をしたいのですが、まず1点目、警察活動費の備品を見させていただきますと、予算計上2,000万円余りしかございませんでした。そんな中で、まず保有されている車両を見ますと、新しいものにも置きかえがされていると思うの

ですけれども、警察車両のこの状況についてまず足りているのか足りていないのか、現在の保有状況であったりとか、そういう視点からご報告いただきたいと思います。

○星場警務部長 警察車両には警察法施行令第2条第6号に基づきまして、警察庁が調達いたします国有車両と、国有車両を補うために県が整備をいたします県有車両の2種類が存在しております。県警察では、9月1日現在で、二輪を除きまして国有、県有を合わせまして700台の警察車両を保有をしております、その中で初年度登録時から16年以上経過をいたします警察車両が約17%ございまして、車両の老朽化が進行している状況がございまして。以上です。

○清水委員 これは予算の範囲でないとできないという苦しいところかもしれませんが、実際、16年経過しているものが17%ですか。事故がないからいいということでもないでしょうし、日常の点検についても、10年以上たってきますとやっぱり部品の調達にも時間がかかったりもします。今の車両更新の見込みはどうか。

○星場警務部長 まず、国有車両についてでございますけれども、警察庁において計画的に更新がなされている状況でございます。

他方、県有の車両につきましては、厳しい予算状況の中、四輪につきましては平成27年度以降予算措置はされていない状況でございます。奈良県の警察予算につきましては、全国と比べても厳しいものと認識しておりますけれども、日本一安全で安心して暮らせる奈良を実現するために、まず国に対して車両の増強配備でありますとか、積極的な更新、これを要望するとともに、県においても財政当局と折衝の上、計画的な県有車両の更新に努めてまいるところでございます。以上です。

○清水委員 お金がないからできないとはなかなか言えないことであって、非常に厳しいなと思いますけれど、県有車両についての更新計画をまずはきちんとつくることも大切だと思いますので、余り長期に至らない状態での更新計画をつくっていただいて、予算措置をしていただくということを努めていただきたいと思います。と要望しておきます。

それともう1点、信号機の新設で各市町村が非常に困られている状況にあると思います。新設信号機に係る予算が、私の知る限り、20年近くだと思っておりますが、年間3,000万円ぐらいでずっと推移していると理解しています。各市町村から設置の要望があっても、予算的に応えられていないのが今の現状ですけれども、それを打開するためには、違ったシステムをつくらないといけないと私は思っていて、例えば市町村道であれば、その市町村道の改良を機にやられる場合、もしくは現状の道路でもそうですけれども、市町村が信

号機をつくって県に受贈するというシステムはできないのですか。

○桑原交通部長 道路管理者である市町村の予算によりまして信号機を新設することにつきましては、地方財政法第28条の2に「地方公共団体は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について、他の地方公共団体に対し、当該事務の処理に要する経費の負担を転嫁し、その他地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなことをしてはならない」と定められておりまして、地方公共団体である市町村の予算で信号機を設置することはできないものと考えております。以上でございます。

○清水委員 では、現状をまず確認をさせていただきたいのですけれど、毎年どの程度の新設要望が上がっているのか、まずその点をお答えいただきたいと思います。

○桑原交通部長 信号機の要望でございますけれども、昨年度を申しますと、県下で95件の要望がございます。平成30年度につきましては現在のところ68件の要望があるところでございます。以上でございます。

○清水委員 主要施策の成果に関する報告書を見ましても、平成29年度にできたのがたしか5カ所でしたか。70カ所近くの新設要望が上がって、そのうち5カ所しかできない、10%未満しか設置ができないという状況にあると。これが毎年毎年繰り返されてますので、私はやっぱり法律に書かれているからできないという観点は、変えていかなければいけないのではないかと本当に思っています。

当然、交通安全のために信号機をたくさんつければいいということではないと思いますけれども、通学路であったり、需要点検を今もやっていただいている、ここにはあったほうがいいというところもなかなか信号機がつかないのです。各市町村も基本的には無駄なものを要望しようということはないと思います。何とかこういう方法ができないものかということも考えて、先ほども申しましたけれど、きのう、たまたま国会議員にも会ってましたので、地方財政法のこういう項目でできませんと。法律を変えてという話を私はしていたのですけれども、なかなかすぐにはいかないかもしれません。けれど、何か今の現状を打破する方法は研究をしていただいて、これならできるということを進めていただきたいと思います。

特に信号管制システムに入らない押しボタンの信号であったり、そう通行量が多くなく、信号間が飛んでいる、ここだったら大丈夫だというところは、逆にこの地方財政法の壁を越えてできるような気がするのですけれども、どうでしょう。何とか頑張っていけますぐらいの話しかないという気はするのですけれども、もう一度確認の意味でお願いできますか。

○桑原交通部長 我々も厳しい財政状況の中で一生懸命やっていきたいと考えているところですが、信号機の現在の設置箇所数、ちなみに申し上げますと、ことしの9月末現在で県下で2,075カ所に設置をされております。この信号機を動かすための信号制御機、これが1,998基あるわけですが、このうちの521基が現在、更新年数を迎えている、また超過している状況でございます。

それから、信号柱につきましても県下で9月末現在で7,700本あるのですが、このうちの299本が更新年数を超えている状況にありまして、そのほか、横断歩道の道路標示についても多くの補修要望があるということで、信号機の新設以外にも交通安全施設の老朽化対策も非常に重要な部分でございます。これらの更新とか補修に係る費用も踏まえた上で、真に必要な信号機の設置をしてみたいと思っております。

それから、押しボタン式の信号機などについては、やはり歩行者の安全を確保するのは非常に重要なことだと考えておりますので、その辺については一生懸命これからも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○清水委員 ぜひとも日本一安全な奈良県にするために信号機についてもひとつよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、信号機に関連してですが、大和高田市の事例で太田議員から建設委員会で発言があったのですが、今現在、アンダーパスの場所に水色の表示をしていただいて、走ればそこは冠水エリアですよというのを見てわかるような種類の道路面の改良もしていただいている。そして、雨が降れば黄色の回転灯が光る、もしくは危ないですよという注意喚起をする電光掲示板があるのですが、ふだん走っている方もそうですが、雨が降りますとどこを見て走っているかという、信号機を見て走られます。周りをきょろきょろして、何かがついているなというのを確認できるのは平時でしかないわけで、ぜひともアンダーパス付近についてはもっとわかりやすい方法があるかと思うのです。車を運転する人間が一番見るのは信号機なので、この信号機を改良されるときに上部に電光掲示で、水位計と連動して、例えば浸水5センチになればそこにテロップが流れるとか、そういう方法も検討できるのではないかと思うのですが、そういうアンダーパスの部分についての警察の考え方を道路管理以外の面からお聞かせいただいたらと思います。よろしくお願ひします。

○桑原交通部長 アンダーパスの水没防止対策で、冠水監視装置というのが、道路管理者によって設置されているということで、一定の水位に達した場合に管轄事務所に通報がな

されて、現場の電光掲示板に通行止等の文字が表示されるというものでございます。まず、こうした機能を信号機と連動させることも一つの方法と考えられるところです。ただ、信号機そのものと連動させるということになりますと、一方では赤信号にしてしまうという方法があるのですけれども、物理的な通行どめの措置を講じていないということで、実質的に通行どめが担保できていないということです。信号機がずっと赤色表示のままで、事情を知らないドライバーの方が故障だと思って信号無視して通行をしてしまうと。それから交通事故を誘発するところが懸念されるところでありまして、いずれにしても水没の可能性があるということになりますと、現場に警察官等を臨場させて対応させる必要があるところでございます。

それから、電光表示を信号機の上のほうにつけられないかというところですが、これにつきましてもまず、電光掲示板を信号機に設置した場合に、信号灯火の表示に影響を及ぼして、ドライバーが灯火の色を誤認したり、視認性を阻害するという懸念があるところでございます。道路交通法では、何人も信号機や道路標識、標示の効用を妨げるような工作物や物件を設置してはならないという規定もありまして、そういう問題点がないのか、またメリット、デメリットを含めて慎重に検討をしてみたいと思っております。

いずれにしても冠水したアンダーパスに車両が進入した場合、これは人命にかかわることでございます。したがって、冠水状態をいち早く把握できるように、道路管理者との連携を密にしまして、冠水を認知した場合は速やかに警察官を現場臨場させ、早目の通行どめ、それから迂回措置、これを道路管理者と連携しながら適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○清水委員 概要はわかりました。ただ、大雨が降るということは、災害対応にもなっていて、なかなか人的な要員が確保できるかということも非常に心もとない気はしております。特に、そこに車さえ進入しなければ、死亡事故につながることはめったにないと思いますので、何とか研究をしていただいて、よい方向に進んでいただけるようお願いしたいと思います。

それと、先ほど亀の瀬の件でちょっと要望した件は、知事にもお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○山本委員 まず、京奈和自動車道の御所南インターチェンジ周辺の道路改良ということで、五條北インターチェンジから新堂ランプ交差点までトンネル4つを抜いて、御所南イ

インターチェンジができて、開通をいたしました。片側1車線で五條北インターチェンジから、あるときは大渋滞が起こります。そして、五條から御所に向いてきたときに4つ目のトンネルを越える前から渋滞が起きるときがあります。そしてその渋滞が起きるがために、一旦休憩をしようと御所南インターチェンジの道の駅へ入りますと、今度、そこから出られないわけです。出られない中で、もう一度京奈和自動車道へ乗りますと御所インターチェンジ、そして新堂ランプ交差点まで約3、4キロメートルが動かない状態のときがたびたびあります。この件について、御所市選挙区選出の川口議長からも要望があり、御所南インターチェンジの道の駅から外へ出られるような方策はないのかということが検討されて、実現されるとは聞いているのですけれども、今状況は具体的にどのようになっているのか、お聞きいたします。

○松田道路建設課長 御所南パーキングエリアは、京奈和自動車道大和御所道路の御所南インターチェンジに併設しておりまして、平成29年8月19日に供用されました。また、パーキングエリア内には同年11月17日に御所市が地域振興施設、御所の郷をオープンされたところでございます。

御所南インターチェンジは、国道309号から北向きのオンランプ、それと南行きのオフランプのハーフランプで供用されてございます。和歌山方面から車両が走行してまいりまして、御所南パーキングエリアの休憩施設や御所の郷などを利用した後は、一般道に接続していないため、京奈和自動車道に再度乗りまして橿原方面に走行する構造となっておりますところでございます。

昨年8月の御所南インターチェンジやパーキングエリアの供用後に実施いたしました地域の方々や御所南パーキングエリア利用者へのアンケートでは、御所南インターについて、和歌山方面から出られるオフランプの整備要望や、さらには御所南パーキングエリアから一般道への出口を求める声をいただいているところでございます。

現在、これらを踏まえまして、管理者でございます奈良国道事務所が地元御所市や県とともにさらなる利便性の向上について検討しておりまして、関係機関との協議を進められると聞いているところでございます。以上でございます。

○山本委員 端的に質問の受け答えをしたいと思っておりますので、今、検討中ということですが、県南部地域の皆さんが特に興味深く持っておられますので、時期だけを教えてください。

○松田道路建設課長 奈良国道事務所のほうからは、現在、関係機関と協議をしております。

して、なるべく早く着手したいと聞いているところでございます。以上でございます。

○山本委員 その点は強く要望しておきますので、速やかに開通できるようにお願いしたいと思います。

もう1点は、ほかの議員さんも地元の議員さんもたびたび質問されていますけれども、京奈和自動車道の榎原高田インターチェンジから榎原北インターチェンジの整備について、今、新堂ランプ交差点でそれも御所から大和高田バイパスへの高架の接続の工事をされています。そして、新堂ランプ交差点から榎原北インターチェンジまでの買収を今、進められています。知事の答弁でも100件ぐらいがあると。鑑定価格が昔よりも安くなっているという地価の問題があると答弁されていますけれども、改めてその状況と検討している課題を教えてくださいたいと思います。

○松田道路建設課長 国が整備推進しております榎原北インターチェンジから榎原高田インターチェンジ間4.4キロメートルの用地買収の状況でございますが、7月末時点で、面積ベースで9割以上が用地買収済みで、未買収地が約80件残っている状況でございます。県といたしましても引き続き、国や地元の榎原市、大和高田市と連携、協力いたしまして、積極的に用地交渉に当たっていきたいと思っているところでございます。

なお、榎原市域の用地買収が済んだところにおきましては、埋蔵文化財の調査にも着手しているところでございます。

工事の状況でございますが、ことしの2月から京奈和自動車道の御所方面と大和高田バイパスを接続いたしますランプ橋の工事を施工しております。現在、橋脚2基が完了しております。また、ことしの7月から京奈和自動車道の本線部に当たります新堂地区では、下部工事に着手しております。さらに、北側の曲川地区やJR桜井線と交差します曾我地区までの間におきまして、工事着手の準備を進めていると聞いております。以上でございます。

○山本委員 もう1点確認ですけれども、今、御所方面から大和高田バイパスへの接続を2月から工事されているということですが、反対側の北のほうから大和高田バイパスへの接続の計画はきちっとできているのですか。

○松田道路建設課長 京奈和自動車道と大和高田バイパスの接続でございますが、交差いたします新堂のところから大阪方向と結ぶジャンクションの計画がございます。今、御所方面から大和高田バイパス、大阪方面につながる工事をしております。北方面から大阪方面へつながるランプの計画もございますが、その部分はまだ着工していません。

○山本委員　そういう面では、やはり橿原北インターチェンジから新堂ランプ交差点までの買収と、JRと近鉄との工事もあるわけですが、お年寄りの方が、生きている間には多分無理かなという声をたくさん聞くのですけれども、私はよく、10年ぐらいでできますと、生きている間に大丈夫ですと言うのですけれども、とてもそれでは無理ですか。

○松田道路建設課長　用地買収が、まだ80件ぐらい残っている状況でございます。我々も、地元市と協力いたしまして、鋭意用地交渉を進めているところでございますが、まだ用地が残っている状況で、いつごろ完成というところは我々もわからないというのが実情でございます。

○山本委員　それでは、要望だけしておきますけども、私も生きている間に通りたいなと思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

それでは、まちづくり推進局ですけれども、私の地元であります橿原市、高取町、明日香村における奈良モデルという形で進められている連携協定の進捗状況をまとめてお聞きしたいと思います。

○加納地域デザイン推進課長　橿原市、高取町、明日香村におけるまちづくり連携協定の進捗状況についてお答えさせていただきます。

橿原市とは、平成27年3月に大和八木駅周辺地区、医大周辺地区、橿原神宮前駅周辺地区の3地区において、高取町とは、平成27年7月に土佐街道周辺及び高取城跡周辺地区、健幸の森周辺地区、与楽古墳群周辺地区の3地区におきまして、明日香村とは、平成27年10月に飛鳥宮跡周辺地区、飛鳥駅周辺地区の2地区において、まちづくりに取り組むことを定めた包括協定を締結しております。

このうち、橿原市の大和八木駅周辺地区、高取町の土佐街道周辺及び高取城跡周辺地区、与楽古墳群周辺地区、明日香村の飛鳥宮跡周辺地区、飛鳥駅周辺地区の5地区につきましては、まちづくりのコンセプトや基本方針、基本となる取り組みなどを定めたまちづくり基本構想を策定して、基本協定を締結しております。

これ以外の地区につきましても早期の基本構想の策定に向けて、県と市町が協働して取り組んでまいりたいと考えております。

○山本委員　まだ未確定なところがあるのですけれども、この基本構想5地区ということですから、これから基本計画へ移っていくわけですが、その辺の時期的な見込みはどうでしょうか。

○加納地域デザイン推進課長　基本計画の策定期間につきましては、今、市町村のほうで

鋭意検討を進められているところでございます。県と市町村で連携して、なるべく早期の策定を目指しておりますが、時期については何とも言えないところでございます。

○山本委員 いろいろ確認をしておきたいところはあるんですけども、その中で、医大周辺地区の協定ですけど、基本構想や基本計画もまだです。医大新キャンパスの病院を核としたまちづくりということで、医大は大学の移転で整備はやっているんですけども、その周辺のまちづくりということになると、道路整備がかなりのウエートと、それからよく質問されます新駅構想があるんですけども、この部分では県はどのように市と協議を進められていますか。

○青山福祉医療部理事（医大・周辺まちづくりプロジェクト、総合医療センター跡地活用担当）兼まちづくり推進局理事 まず、医大周辺まちづくりにつきましては、キャンパス移転、具体的にいいますと、グラウンド、現行の駐車場、それから体育施設の移転された跡地において新駅の設置に加えて高度医療拠点である医大附属病院に隣接した地域という利点を生かしたまちづくりの検討を進めているところでございます。具体的には導入する機能とか施設の配置、医大附属病院への歩行者動線とか新駅の位置や構造の検討を行っているところでございます。

今年度は、樞原市と協働して、市民にも参加していただいて、その基本構想づくりとワークショップを開催することとしております。年4回程度開催し、ご意見をいただいた上で基本構想を県のほうでつくっていきたいと考えております。

また、新駅につきましては、当然近鉄のこともございますし、市、それから県がございます。三者ともに新しい駅の設置につきましては前向きに検討しているところでございます。三者協議という場で引き続き精力的に進めていきたいと考えております。以上でございます。

○山本委員 先日の決算審査特別委員会で青山理事にも答えていただきましたけれども、その後、ある議員からも言われたのです。その当時、まちづくりの構想のパーツをつくって10年ほど前に打ち出されたと。それを私も樞原市の皆さんにお伝えをしたというところで、ある意味では私ほうそついている形になっているし、またそのための費用も莫大な費用がかかっている。何よりもそれを表に出したということです。今までやってきた我々の議員の活動においても大きな影響を及ぼしているということでもあります。

今さらそれを言っても仕方がないし、余りそれに対してクレームをつけてもいかなものかと、過激な議員もおられますけれども、私自身はそうは余り思っていないのですが、

そういう面では今後、この病院を核としたまちづくり以外のまちづくり、キャンパスを当時は生駒市へ移すという行動が、また方針がありましたけれども、何とかもとのところでキャンパスを移転してほしいということで今のキャンパス移転につながっている経緯があります。そういう部分も含めて、ぜひこの橿原市の病院を核としたまちづくりを市民、県民のために成功をさせたいという思いであります。ぜひその点は肝に銘じてもらって、今後、政策を、また対策をつくっていただきたいと思います、構想を練っていただきたいと思いますという思いを伝えておきます。

あとの高取城跡とか、それから飛鳥宮跡園地については、まちづくりというよりも文化財がありますので、午後から教育委員会に確認させていただきたいと思うのですが、飛鳥駅周辺地区ということになりますと、先日、道の駅「飛鳥」が認定をされました。その西側に、今、星野リゾートが計画しているホテル計画があり、これも大変注目をされています。村は5、6年先には実現する運びで今、着々と準備を進められています。ほかの企業も誘致をする動きがあったわけですが、市街化調整区域でもありますし、地区計画を立てていかななくてはいけないと思うのです。地区計画という部分と、星野リゾートというホテルの建設は許可が間違いなくおりていくのかどうか。村民も含めて興味深く見守っておりますので、この場で確認だけをさせていただきたい。

○大須賀都市計画室長 明日香村の地区計画の権限は明日香村にございます。そういう意味では、県は都市計画法に基づきまして、村から申請していただいて同意をするという立ち位置でございます。現在、明日香村と県で事前の協議をしておりますが、これはあくまで都市計画手続が必要となります。例えば、地元説明会、公聴会、都市計画審議会という手続を経た上で都市計画決定をすることになります。今の段階で許認可ではございませんので、絶対いけますよという話にはならないのですが、そういう手続を踏まえて決定されていくということでございます。以上でございます。

○山本委員 よくわかりました。手続を踏まえていく中でしっかりと明日香村の要望を聞いていただいて、ぜひ地区計画の認可がおりるように、県も協力してあげていただきたい、このように思います。

それでは、もう1点ですが、県営住宅の整備について、建てかえも修繕も含めて、平成29年度決算、また平成30年度も含めて、どのようになっているかお聞きいたします。

○塚田住まいまちづくり課長 県が管理している約8,200戸の県営住宅のうち、約2

割が簡易平家建てなどの耐用年数が経過したものになっております。老朽化した県営住宅については、集約化を図りつつ建てかえを進めていますが、建てかえに当たっては県営住宅を地域のまちづくりに活用する観点も重要と考え、取り組みを進めています。

地域に開かれた活動を行ってきた坊城県営住宅においては、地域コミュニティーの拠点として集会所の整備を行っているところです。また、建てかえ事業を実施している桜井県営住宅において、桜井市が余剰地に子育て世帯や高齢者向け施設の導入の検討を行うとともに、天理県営住宅においても余剰地の敷地活用方針検討業務を行い、高齢者施設等の導入を検討しています。

耐用年数が残る県営住宅は長く使い続けられるよう、外壁や屋上防水の改修工事やお風呂の設置を進めているところです。今年度は、橿原県営住宅、売間県営住宅、阿部県営住宅において外壁と屋上防水の改修工事を実施するとともに、坊城県営住宅、稗田県営住宅においてお風呂の設置工事を行う予定になっております。

昨年度は改修工事が1団地のみでしたが、今年度は平成29年度補正予算等を活用して、3団地行っているところです。

○山本委員 よくわかりました。その中で、私の地元ですが、橿原市には橿原ニュータウンと、それから坊城と橿原団地などがあります。今の答弁の中に坊城団地で集会所を建てかえをされていると、そしてこれは地域のコミュニティーということです。坊城団地だけの集会所ではなく、金橋地区とか橿原市の福祉、また、少子高齢化という部分で集える集会所ということで、モデルケースとして県が建てかえに踏み切っていただいたということでもあります。その点においては、大いに評価をさせていただきたいし、私からお礼を申し上げておきたいと思うのですけれども、やはりそういう地域に根差したコミュニティーの場所としての集会所でありますので、一集会所だけではありません。

ということであれば、集会所にはもちろん備品なり、それから什器なり、また厨房なりという部分が普通の集会所ではなく、幅の広い考え方で設備を整えなくてはならないと私は思っています。

そのような状況の中で、ぜひそういうことを改めて認識していただいて、その地元の方々と十分協議の上、什器設備の充実も図っていただきますよう、これはもう答弁結構ですので、お願いを申し上げます。

最後になりますけれども、近鉄の駅のことですので、答えられるかどうかかわからないのですけれども、近鉄は順次各駅にエレベーターを設置しているということですが、橿原市

の場合、予算の都合上、真菅駅にエレベーターが設置されたと聞いているのです。坊城駅もエレベーターの設置の話があると聞いているのですが、どのような状況になっているのか教えていただけるならばお願いしたいと思います。

○松尾委員長 わかる方いますか、民間のことですけど。

また近鉄に確認して報告してあげてください。

○山本委員 どの課かわからないですか。それだけ教えてください。

何故このようなことを聞くかというと、近鉄奈良駅のエスカレーターの話も前々回からずっと出ているので、どの課が担当しているのかなと。

○折原観光局長兼県土マネジメント部理事（地域交通担当） 鉄道駅のバリアフリー化やエレベーター整備につきましては、平成32年度までに1日当たりの乗降客数が3,000人以上について整備するという進めておきまして、坊城駅については、平成30年度予算でエレベーター整備について計上しているところでございます。

具体的な整備の中身については、把握しておりません。

○山本委員 今お聞きしたら、平成30年度ということは今年度ですから、その点でまた後ほど計画なりを教えてくださいのようにお願いをしておきたいと思っております。

○松尾委員長 よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。

○小林委員 それでは、私も数点についてお聞きいたします。

初めに農林部ですが、1つは担い手育成についてです。歳入歳出決算概要説明書の44ページで農林水産費で担い手・農地マネジメント推進費は、不用額が約2億1,000万で、事業費の減による減少とありますが、どのような事業費が減少したのでしょうか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 担い手・農地マネジメント推進費でございますが、大きな原因としましては、2つの事業で不用額が発生していることでございます。一つは、経営体育成支援事業、不用額が約8,300万円、もう一つが新規就農者確保事業で、不用額約1億円でございます。

1つ目の経営体育成支援事業でございますが、平成28年の秋に市町村に要望調査を行いまして、9,000万円の予算計上をさせていただきました。執行段階におきまして、市町村から申請のありました約4,100万円分を国に交付申請させていただきました。しかしながら、国の採択基準でございますが、経営面積の拡大によるポイントが非常に高くなっており、本県で採択となりましたのがわずか600万円でございます。

次に、新規就農者確保事業の不用額 1 億円でございますが、就農前に研修などを支援するタイプと、就農直後の経営支援をするタイプがございます。この 2 つのタイプで年間最大 1 5 0 万円を最長 7 年間、新規就農の前後に交付を行っている事業でございますが、就農相談に来られた方を広く見込みまして、平成 2 9 年度 1 9 5 名、約 2 億 6, 4 0 0 万円の予算計上をさせていただきましたが、研修を受けない方や自己資金で就農されたり、あるいは就農を途中で断念されたことによりまして、執行の段階で 1 2 6 名、約 1 億 6, 0 0 0 万円の執行にとどまったことが不用の原因となっているところでございます。以上でございます。

○小林委員 ありがとうございます。主要施策の成果に関する報告書では、さまざまな事業についてかなり頑張っていたいて、例えば新規就農者確保とか地域農業担い手確保支援事業など出ているのですけれども、農業の担い手を育成しているということがこれからの奈良県の農業にとって本当に優先すべき課題だと考えております。この点では、不用額が大きかったことは大変悔やまれることではございますけれども、これから予算が活用されるように、事業の取組を推進してほしいと思っております。

次の質問ですけれども、農業被害についてです。9 月初めの台風 2 1 号によりまして、9 月 2 0 日の集計でビニールハウスの損壊や収穫前の梨の落下などの農業被害額は 7 億 1, 4 0 0 万円と報道されておりました。近畿の 2 府 4 県では、9 月 2 5 日時点で 1 1 0 億円を超えるという報道もございました。

初めにお尋ねしたいのは、昨年 1 0 月にも台風 2 1 号によって五條市と下市町の柿栽培園地で土砂崩れが発生して、畑が土砂で埋まり、柿の木がなぎ倒されて、収穫を控えていた柿がほぼ全滅という被害が出ておりました。それでまず初めに、昨年の台風 2 1 号によります柿の被害に対しては、どのような支援が行われたのでしょうか。お尋ねをいたします。

○小林農村振興課長 昨年の台風 2 1 号により、五条吉野国営総合農地開発造成地内におきまして、5 カ所の大規模な柿の園地の崩落被害が発生いたしました。昨年の現地査定後、事業主体の五條市において、再調査を行いまして、復旧工法の変更を策定し、近畿農政局の承認を得まして、1 0 月末より工事着手する予定と聞いております。

県といたしましては、これまで現地査定、変更計画策定等に対しまして技術支援を行っております。今後とも早期の復旧工事完了に向けて、着手後の進捗管理においても支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○小林委員 ありがとうございます。

次にお尋ねしたいのは、今回の台風21号の被害ですが、9月13日に、私ども日本共産党は、台風21号による農業被害の迅速な対応と支援へ被災農家が意欲を持って営業できるように、政府に対して最大限の支援を要求することを申し入れました。これは県に対しても申し入れいたしました。これは県としても政府に申し入れをしていただきましたでしょうか。その後、政府の対応に前進があったと聞いておりますけれども、どのような内容でしょうか。お尋ねをいたします。

○服部担い手・農地マネジメント課長 台風21号の農業施設関連被害につきましてでございますが、国のほうで9月28日付で、被災農業者向け経営体育成支援事業という事業の発動が決定されました。これは県または市町村が一定の負担をすることを条件に、農業用ハウスや農業用機械などの再建、修繕などに要する経費の2分の1を助成するものでございます。県もしくは市町村の負担につきましては、現在、前向きに調整を行っているところでございます。以上でございます。

○小林委員 ありがとうございます。国としては、これまでにない支援を打ち出されたという状況ではないかと思えます。自治体と一緒に9割負担するということです。ただ、この農業被害に対する補助の対象がビニールハウスとか農業施設への補助制度といたしますか、国が半分で9割ということで、県と地元の市町村でまた半分ずつということですか。

それで、大淀町に48戸の農家がおられるのですけれども、梨が今回も落下をいたしました。梨の木も損傷して、もとに戻すまでには時間がかかると思えます。それで、この次の収穫期まで収入がなくなってしまうので、その間なかなか大変になります。事業を続けていくために、農家への支援が求められているのですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○田中農業水産振興課長 大淀町の梨については大分落下して、木も折れるという被害を聞いております。基本的にはこういう被害につきましては、農業共済制度、水稲と果樹の共済制度がありますが、梨の分野では制度がないという形になっております。このあたりを検討するということと、運転資金を融資する農林業セーフティネットなどの貸付制度を利用させていただきたいと思っているところでございます。

○小林委員 ありがとうございます。これは、梨農家の方にとってみたら、非常に深刻な問題ではないかと思えますので、梨は共済制度から外れているということですし、救済できる方法、あるいは貸し付けの問題を、県としても検討を進めていただきたいということ

をお願いしておきます。

それから、次に、県土マネジメント部に対して質問をいたします。全般的に災害に対応するという点から、幾つかの質問をさせていただきます。

初めに、県有施設の耐震化についてです。熊本地震で宇土市役所が崩れたとか、熊本市市民病院の集中治療室の天井が落ちたとか、いろいろな公共施設は避難所として指定されるとともに、災害のときには防災の拠点としての役割が求められております。

初めにお聞きしたいのは、きょうも奈良新聞には県有建築物耐震化90%という記事が出ておりましたけれども、この県有建築物の耐震化の状況についてです。現状の耐震化率、耐震対策の対象建築物、耐震対策の必要な建築物及び施設分類による耐震状況はどのようになっているのでしょうか。お尋ねいたします。

○松本建築安全推進課長 県有建築物の耐震化についての現状と取り組みについてのご質問でございます。

県の建築物の耐震化については、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、平成19年3月に奈良県耐震改修促進計画を策定し、平成28年3月に改定を行っております。その中で、平成32年度までに県有建築物の耐震化率を95%以上にすることを目標としております。県有建築物の耐震化については、この奈良県耐震改修促進計画を受けて、県有建築物の耐震改修プログラムを策定し、取り組んでいるところでございます。平成30年4月時点の県有建築物の耐震化率は90%であり、平成19年の耐震化率73%と比較して17ポイントの上昇となっております。

耐震化を進める取り組みとしては、耐震対策の必要な県有施設を所管する課や市町村並びに奈良県商工会議所連合会などの業界団体で構成する奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会を平成19年3月に設置し、毎年この協議会の活動を通じて耐震化を進めるよう、強く働きかけを行っております。また、特に、耐震対策の必要な県有施設を所管する課に対しては、毎年耐震計画の報告を求めるとともに、進捗状況の確認を行っております。今後も引き続き県有建築物の耐震化に向けてしっかり働きかけを行っていきたいと考えております。以上でございます。

○小林委員 耐震化促進に向けて取り組んでいただいている状況はお答えいただきました。

ただ、県有建築物の耐震化率で、支援施設分類の状況のお答えはなかったのですが、私もこの報告書を見ておりましたら、県有建築物の施設分類による耐震状況では、文化施設などの耐震化が非常におくれている。耐震対策の必要な建築物が194棟のうち、耐震

診断未実施のものが108棟、耐震改修が必要なものが86棟となっています。その中で2020年度までに耐震化率95%とお答えいただきましたけれども、文化施設がまだ8棟、事務庁舎もこれから改修が必要なものが15棟も残されている状況だと思います。こうした施設などを中心に耐震化がおこなわれているのですけれども、今の時点で耐震化率95%の見通しはたっているのでしょうか。そのことをお尋ねいたします。

○松本建築安全推進課長 県有建築物の耐震化達成の見込みの質問でございますけれども、目標達成に向けて、引き続き耐震化を進めるよう、所管課への働きをかけて行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○小林委員 一生懸命努力していただくということはよくわかりましたが、もう一步踏み込んだご答弁いただきたかった。災害は忘れたころにやってくるのではなく、今は足しげく次々やってきますので、災害に対して必要な施設であったり、避難所であったりするこの公共施設、県有建築物の95%という目標を出しておられますので、それに向けてさらに具体的な取り組みを引き続き求めておきたいと思います。この問題はそれで終わります。

次に、数年前、住宅のリフォーム工事に対して助成をする住宅リフォーム助成制度が全国に広がりました。各家庭の住宅リフォームの工事に対して助成をするものですが、非常にリフォームを請け負った地元の建築関係の業者の仕事がふえる政策で、今全国でも9割の市町村で実施されております。奈良県下では、現在、11市をはじめとしてかなり多くの町村で実施されているのですが、支援分類は耐震化というのが最も多くて、省エネ、バリアフリーという順番になっておりました。中身を点検しましたらそういう状態でした。

住宅の耐震化も非常に課題で、先ほどの計画の中にはそれもあると思うのですが、奈良県として住宅の耐震化促進をする中で、住宅耐震化への補助制度を新たにつくるお考えはないでしょうか。お尋ねいたします。

○松本建築安全推進課長 これまでも住宅の耐震化については、社会資本整備総合交付金に基づいて補助を行っているところでございまして、平成22年度からは補助率を10%から23%に引き上げ、工事費に応じて限度額を30万円から50万円までの補助を行っているところでございます。以上でございます。

○小林委員 住宅リフォーム制度に重ねて、今既に耐震化への補助制度があるというお答えでよろしいですか。

○松尾委員長 小林委員、まだ質問ありますよね。

○小林委員 あります。

○松尾委員長 まだほかの項目もありますよね。

○小林委員 はい。

○松尾委員長 松本課長、一旦これで昼の休憩させていただきますので、答えをまとめておいといてください。

○松本建築安全推進課長 はい。

○松尾委員長 再開後によろしくお願いします。

質疑の途中ですが、しばらく休憩をしたいと思います。なお、12時50分より再開をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

12:06分 休憩

12:54分 再開

○松尾委員長 会議を再開いたします。

○小林委員 それでは、先ほどの質問をもう一度申し上げます。

一つは住宅改修の制度はどのようになっていますか。それから、耐震化を促進するために、県も住宅リフォームの助成制度を創設すべきだと考えますが、いかがでしょうか。以上です。

○松本建築安全推進課長 現行の住宅耐震改修の制度についてお答えいたします。住宅の耐震改修への補助については、国の社会資本整備総合交付金を活用し、32市町村が補助制度を設けています。県では、一部を除き、市町村が補助する額の4分の1を補助し、市町村への支援を行っているところでございます。

また、この耐震改修補助制度については、耐震改修以外のリフォームとあわせて実施する場合であっても耐震改修工事部分について補助できる制度となっております。以上でございます。

○小林委員 ありがとうございます。それでは、耐震化を促進するために県が住宅リフォームの助成制度を創設すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○塚田住まいまちづくり課長 県としましては、既存住宅を良好に維持し、長く使い続けることは重要であると考えており、平成29年度に策定した奈良県住生活ビジョンにおいても質の高い住まいを形成することを位置づけています。この中で、既存住宅において住まいの質の向上を図るためには、耐震性の確保や省エネ性能の向上などが必要であり、先ほどのご質問にありました耐震改修のほかに太陽光発電設備等の設置や県産材を活用したリフォームについては、県が支援を行っています。また、県民が安心してリフォームが行

えるよう、市町村等に対して住宅リフォーム制度の研修会の実施や、住宅リフォームに関する相談員の派遣に取り組んでいます。以上になります。

○小林委員 ありがとうございます。

今、災害が非常にふえてきている中で、地震に対する耐震化として、一つの家の中に1部屋を耐震化する耐震シェルターとか、豪雨などの災害に対応し、高いところに避難するため、2階へ上がる階段の幅を広げるとか手すりをつけるなどを対象に新たに補助制度をつくるという耐震工事への補助制度の取り組みが始まっております。そういう点も含めて、内容などについても検討いただきたいということを提案させていただきます。

もう1点、このことに関連しまして、お尋ねをしたいと思います。先日、名古屋市の男性から県議団に電話がありまして、市町村が今、耐震化の助成制度を、リフォーム制度としてやっているわけですが、木造建物の代理受領制度をしている市町村が奈良県に一つもないということです。府県自身が指導しているのは、近畿では大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県という、ほかの地域ではもう少しあるのですけれども、高知県では9割の市町村で制度をつくっているということでした。

代理受領制度は、申請者との契約によって耐震工事を実施した、工事施工業者などが申請者の委任を受けて補助金の受領を代理で行うことができる制度であります。県が市町村に対して指導をしてほしいというご意見でした。奈良県には一つもなく、もっと使いやすい制度にしてほしいというご意見だったと思いますが、代理受領制度の実施に向けて、市町村への指導というのはご検討いただけますでしょうか。お尋ねいたします。

○塚田住まいまちづくり課長 県内において、住宅リフォームの補助制度を実施している市町村は複数ございますけれども、リフォームの補助金の支払いについて工事事業者に対してではなく、施主である住民に対して支払っていると聞いています。住宅リフォームの補助制度の補助金の支払い方法については、今後、他都道府県の事例についても研究してまいりたいと考えています。以上になります。

○小林委員 ありがとうございます。ぜひ、こういう制度もやれるようにしていただけたらなと思っております。

それから、次の課題に行きます。河川整備の問題です。2年前の6月に奈良市の西部地域に集中豪雨が発生しまして、気象庁の警報もなく、雨量も40ミリ前後だったのですが、秋篠川が溢水しまして、周辺の住宅が床下浸水33戸、道路陥没2カ所、農地は冠水、使用不能になった車もありました。この場所は、川の流れの合流地点に当たっておりまして、

過去に数回、溢水が発生しております。日々の暮らしの中で、身近なところまで災害が迫ってきていることを実感するのですけれども、災害の備えとして、こういう身近な河川の整備が非常に大切になっていると思っております。

それで、河川の水位が上昇する原因として、川の屈曲や河道が狭くなるということもありますが、川の流れを妨げた堆積土砂や繁茂した樹木の放置という問題もあると思います。それでお聞きしたいのは、秋篠川などのこうした河川の整備が何本ほど県では行われているのか。整備には大変時間がかかっております。時間がかかる原因は何なのか、整備を促進していただきたいのですが、この点はいかがでしょうか。

○岡部河川課長 平成30年度につきましては、50河川、66カ所でございます。河川改修に時間がかかっているということでございますけれども、河川の場合は、工事期間が原則、渇水期の11月から5月に限定されておまして、施工状況は限られていること、下流から順次上流に向かっての工事となることから、用地買収や井堰改修の補償交渉に応じていただければ工事が進められないこと等が考えられます。以上でございます。

○小林委員 ありがとうございます。

先日、防災・県土強靱化対策特別委員会でもお聞きしたのですけれども、先ほどありました川の流れを妨げる樹木です。幾つかの川でいっぱい樹木が顔を出してきていると思えますけれども、それが水を遮るといった状態があります。実は、私の家の近くに、富雄川が流れていますけれども、住民から苦情がたくさん寄せられまして、4、5年前に木々の伐採をしていただいたのですけれども、新たに上流のほうから下流に向けて広い範囲で木がどんどん育っております。また、佐保川の清掃などのボランティアをされている方からも土砂の堆積のことを問われました。こうした川の中に生えた木々の繁茂や土砂の堆積について、今はどのように対応されているのか、お聞きいたします。

○岡部河川課長 まず、河川内の樹木の伐採につきましては、水防上の優先順位の高いところから順次実施しているところでございます。また、堆積土砂の撤去につきましては、水防上、重要な河川につきましては、河川断面のおおむね1割以上阻害している箇所を対象としまして、また、その他の河川につきましては阻害率の高い箇所において計画的に撤去を実施することによりまして、河川断面を確保しているところでございます。以上でございます。

○小林委員 先ほども少し言いましたけれども、川の木々が次々と繁茂してくる状況です。防災・県土強靱化対策特別委員会でもいいましたときに、年1回パトロールをしています

ということだったのですけれども、堆積土砂にしましても、この樹木の繁茂にしましても、非常に速度が速いという状況もありますし、もっとパトロールの回数もふやしていただいて、丁寧な見回り、点検をする人が必要ではないかと思っておりますけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○岡部河川課長 巡視点検につきましては河川管理施設ですとか許可工作物の維持状況の確認ですとか、また不法行為等の発見を目的に年1回実施しているということで、ご答弁させていただいたものでございます。

また、例えば台風などによりまして大規模な出水があった際には、護岸の被災状況等を確認するとともに、樹木が阻害しているかどうかというのもあわせて確認しているところでございます。

また、地域の方々から通報、要望等をいただいた際にも現地の確認を行いまして、パトロールをしているといった状況でございます。

パトロールの回数をふやせるかというところでございますけれども、こういった地域の方々の要望などを踏まえまして、周辺の状況等も加味しながら見ていきたいと考えています。以上でございます。

○小林委員 ありがとうございます。パトロールの回数もそれによって検討していただけたらと思っているのですけれども、かなりたくさんの方からこういうご意見が寄せられているのではないかと思います。身近なところで災害を感じるという状態になっていますので、この辺はさらに点検も強めていただける方向でよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問ですけれども、開発の問題です。昨年10月の台風21号で三郷町東信貴ヶ丘の、近鉄生駒線沿いの住宅の法面が50メートルにわたり崩落をいたしました。被災から1年になろうとしておりますけれども、本格的な復旧工事は始まっておりません。宅地の造成業者は倒産をしており、開発を許可し、工事完了後の検査を行った県の責任が問われると思っております。そこは本来、崩れやすいところでしたが、人が住むことによって斜面崩壊などの災害が発生しやすい状況になっているのではないかと思います。紀伊半島大水害のときにも随分土砂崩れが起きました。2016年の広島市の豪雨で大きな被害が出ましたけれども、この広島では、土砂災害特別警戒区域の指定がされており、広島市は、都市の住宅が不足しているということで、市街化調整区域を外しておりました。このように、積極的に山麓部の開発を進めてきたという状況であります。

それで、お聞きしたいのは、相次ぐ災害に備えて、こうした土砂崩れなどの災害となら

ないように、地方自治体としては、有効な防災対策を講じる必要があると思っておりますけれども、この点はいかがお考えでしょうか。お聞きいたします。

○松本建築安全推進課長 宅地造成に当たっての規制や防災についての質問でございます。

宅地造成を行う際に必要となる都市計画法第29条の開発許可申請や、宅地造成等規制法第8条の宅造許可申請では、都市計画法第33条第1項第7号、宅地造成等規制法第9条において、地盤の沈下、崖崩れ、出水、その他の災害を防止するため地盤の改良、擁壁または排水施設の設置、その他安全上必要な措置を講じることが規定されております。

県においては、これらの条文を受けて技術基準を定め、この基準に適合しているか審査の上、許可を行い、工事が完了した後は都市計画法第36条、宅地造成等規制法第13条に基づき、許可の内容に適合しているか、完了検査を行っております。

なお、宅地造成を行う際の規制としては、都市計画法第33条第1項第8号において、地すべり防止法における地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律における土砂災害特別警戒区域と急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律における急傾斜地崩壊危険区域を含まないこととされております。以上でございます。

○小林委員 今、都市計画法とか宅地造成等規制法の中でさまざまな規制があるということですが、実は開発の許可に当たっては、法律があればリスクがあっても許可されているのが現状ではないかと思えます。活断層上に対する開発での規制は何もないようです。これは法律が不備だと思っておりますけれども、行政は住民の命を守ることを第一に考えるべきだと思えます。

それで、開発指導要綱というのがありますが、これは地方公共団体が宅地開発に対して定めた開発規定になっているはずですが、ですから、そのようなそれぞれの自治体がつくる技術方針でも、中身をもう一度再検討することが必要ではないかと思えます。業者が危険箇所の開発を行う場合に防災工事の義務づけをするなどの規制をするとか、土地売買に当たっては池や谷などの土地履歴の表示を義務づけるといったことなども、住宅開発によって大きな災害にならないようにということでは、地方自治体はそこがやはり問われる。まさに三郷町のこの問題では、どこも責任をとるところがないという状況で、自然災害なのに自己責任になってしまっているという到底納得できるものではないということで、責任ある対応が必要ではないかと思っておりますので、この意見を言って質問を終わります。

○松尾委員長 ほかにございませんか。

○小林委員 もう一つ。

警察本部に対しまして、先ほど信号機の問題が話題になっておりましたけれども、横断歩道の白線の問題です。本当に歩いていて思いますけれども、あちらこちらが消えていて、横断歩道かどうかわからないような状況が各地で見られます。危険だということで、何人もの方からも言われております。これは数年前にもお尋ねしたのですけれども、今の時点でお伺いしますが、横断歩道の本数は、全体で何本あるのでしょうか。2017年度に塗りかえられたのは何カ所で何本になるのでしょうか、お尋ねいたします。

○桑原交通部長 まず、横断歩道の設置数ですけれども、県下で横断歩道は、ことしの9月末現在ですけれども、5,519カ所に総数9,945本設置をしております。

補修に当たっての方針ですけれども、横断歩道の補修につきましては、警察で毎月1日に行っております交通安全施設の点検を始めました。また地域住民や、道路管理者からの要望に基づきまして県下の各警察署から警察本部に補修の上申がございます。それに基づきまして順次補修を実施しているところでございます。補修状況ですけれども、平成29年度につきましては、横断歩道そのものの本数で申し上げますと、804本の補修上申がございました。これに対しまして、補修を実施したのは411本となっております。本数で言えば、約半分の補修ということになるのですけれども、横断歩道につきましては、道路の幅員によって長さが違うということがございます。それから、予算要求や入札なども、本数ではなしに距離で行っているのが実情でございまして、補修した距離で言いますと、要望全体の6割強を実施していることとなります。

なお、補修上申につきましては、平成29年度末までに上申のあった分を全て計上しているのですけれども、年度末間近に上申のあった分は、工事期間の関係から物理的に翌年度回しにならざるを得ない部分もあるというところでございます。

それから、平成30年度の補修状況についても触れさせていただきますけれども、平成29年度内に補修をできなかった横断歩道につきましては、平成30年度の補修分に含めて実施しているところでございます。本年9月末現在ですけれども、平成29年度の未補修分を含めた712本分の補修上申がありまして、このうち648本分、約9割の補修を業者に指示しているところでございます。以上でございます。

○小林委員 ありがとうございます。警察署管内から上がってくるということがまず出発点になるようです。年度ごとの本数で予算化をされるということです。年度ごとの塗りかえが、今年度は少し早くなっていると思っているのですけれども、本当に要望はたくさん

あるのです。だけれど、なかなか進まないという状況を感じておりますので、この辺は、予算の関係があると思いますけれども、皆さんには要望をきちっと出していくということを確認しながら、その要望に応じていただけるようにということで、お願いをしておきます。以上です。

○松尾委員長 他に質疑はございませんか。

○乾委員 質問通告はしておりませんが、3点質問したい。

まず、馬見丘陵公園についてですけれども、馬見丘陵公園を今後どのような公園にしていこうと考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○佐竹公園緑地課長 馬見丘陵公園は、今現在56ヘクタールを開園しているのですけれども、このところ、古墳の保存、野鳥などもおりますし、平成22年の全国都市緑化フェアを契機に、四季折々の花を見ていただけるイベントに取り組んでおります。

最近では100万人を超える方に来ていただいているのですけれども、公園を利用していただいている方々を見ていますと、基本的には近くにお住まいの方たちが散歩やジョギングに使われたり、もしくは野鳥観察に来られたり、古墳を勉強しに来られたり、そしてまた、イベントのときには遠方からも花を楽しむために来ていただいているといった公園になっております。

そういう状況の中で、馬見丘陵公園を今後どうしていくのかといいますと、やはり地域の方や皆様に親しんでいただける公園であって、かつ、中和地域の振興とか観光振興の拠点となるような形で、皆さんに活用していただけるように取り組んでいきたいと考えているところです。

○乾委員 ありがとうございます。その中で、以前に知事が公園の中に冷水施設のようなものをつくって、夏にそこで楽しんでいただくという話もしておられまして、今後そういう施設もできるのかなと思っています。

先ほど清水委員からも、馬見丘陵公園のことで、イベントのときに駐車場が必要になるのではないかという話もありました。今、165ページを見ますと、100万人と書いていますけれども、クリスマスウィークも大体3万1,000人と聞いているのですけれども、その中には入ってるのかなということ、話が戻るのですけれども、駐車場を拡幅していただきたいというのは地元の大きな要望でもあり、フラワーフェスタをやっているときに、ともかく渋滞になって、稲刈りの時期ですから農作業に入るに入れなない。田んぼに行けないと悩んでおられる方も多々おられます。そういうことで、ぜひとも

駐車場の完備をしていただきたい。そして、100万人の中に、クリスマスウィークが入っているか入っていないかわかりませんが、今後すばらしい第2の奈良公園になっていくと思います。

その中で、広陵町と県との間で包括協定も結んでいただいて、これから馬見丘陵公園を核としたまちづくりをしていこうということで、今進んでいるわけでございます。その中で、今どのような形で動いているのかという質問をしたいわけでございますが、答えられたら誰か答えていただきたいと思います。先にそのことだけ答えていただけますか。

○佐竹公園緑地課長 まちづくりの協定は、公園緑地課が担当しておりまして、馬見丘陵公園の周辺部分について、現在町と我々公園緑地課、公園管理者の中和公園事務所の3者で集まって、どういう形で馬見丘陵公園を核としたまちづくりができるかについて、議論をしているところでございます。

冷温室についても、ことしの夏は暑かったというのもありまして、いろいろ暑さ寒さの対策はそれぞれ検討しております。その中で暑かったことに関しましては、先日も話をさせていただいたのですけれども、ミストですとか、日陰をつくっていこうというところで具体化をしております。冷温室につきましては、どういう形でやっていくというのはまだ検討を始めたところで、成案という形にはなっておりません。引き続き頑張って検討をしていきたいと考えております。以上です。

○乾委員 ありがとうございます。その中で、クリスマスウィークも力を入れていただいて、すばらしいイベントにしていきたいと思います。

この先、馬見丘陵公園を有料にするとかしないとか、いろいろ思いはあると思いますけれども、ぜひともそういうことは考えないで、無料でずっとやっていただきたいというのを要望だけしておきます。

その次は、私も一般質問のときに、河川のことでも質問させていただきました。そのときも、知事も私のことをよく気遣っていただいているのか、乾さんはボートで避難しましたねという話もいただきました。ということは、知事は、あのあたりをよく知っておられると私は思っています。

その中で、ご存じのように広陵町は3本の大きな川がまたがっている町でありまして、最近では、大雨が降るとすぐ川が氾濫して床上浸水になるわけでございます。その中で、いろいろな取り組みを高田土木事務所を通じてやっていただいています。そのことに対しては地元として感謝しております。今、広瀬川の樋門工事も完成し、そしてまた、引き続

いて河川工事にかかっていたわけでございますが、河川改修が百済までたどり着くに22年かかるという話も聞いております。

そしてまた、最近では、内水被害をなくすということで、貯留池を5年の間に県内につくると、知事も言っていて、今、何方か決まったと聞いております。

私の地元が要望している箇所も、決まったのか決まっていなかったのかわかりませんが、その中でいつも思うのですけれど、広瀬川が氾濫しますと、大場地区は床上浸水になるわけでございます。指をくわえてじっと見ているわけではなく、危険水位にならないような形で水をポンプアップして、曾我川、葛城川に流していただいたら、その一部でも床下浸水にならないのではないかと考えているわけでございます。

実は王寺町には、ポンプアップする場所が2カ所あるというのも聞いております。貯留池も5年の間に内水被害なくすということでいち早くやっていただく、そしてまた、広瀬川もいち早くやっていただくという中で、一番先にポンプアップしていただいたら一番早いのではないかと考えているわけでございます。そのあたりについて答弁いただければありがたいなと思います。

○岡部河川課長 大和川流域におきましては、下流の奈良県からの出口が亀の瀬の狭窄部1カ所という形で、特に流域の特徴がある河川でございます。そのような中で、ポンプ排水を流域内で行っていきますと、やはり下流域への影響が非常に課題ということで、大和川の流域総合治水対策を始めました昭和60年以降については、ポンプの設置は見合わせている状況でございます。王寺町にあるポンプ場は、下水のポンプと思えますけれども、昭和60年までに事業を着手されたものが現在残っているということで、流域総合治水対策を始めた以降については、流域全体として見ていく課題があると考えているところでございます。

このため、今年度から内水被害を、5年で床上、床下浸水を解消していこうということで、内水地区におけます新たなための対策ということで、奈良県平成緊急内水対策事業に着手しました。今現在箇所等を選定し、地区町村とも連携して着実に進めることによりまして、内水被害の解消を目指してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○乾委員 ありがとうございます。ポンプアップすると下流が大変なことになるというのはよくよくわかっている中での話でございます。そしたら、大場地区はつかってもよいのかという話になります。そういうことも踏まえて、ゲリラ豪雨がある中で、いち早く工事を進めていただきたい。そしてまた、広瀬川の改修工事も前倒しでやっていただきたい。

予算の関係もあると思いますけれども、いろいろなものを踏まえて、あの地区を助けていただきたいというのが私の願いであります。要望をお願いしておきます。

そして、3つ目は、広陵町の第二浄化センターの外周道路について一つ聞きたいのですが、以前広陵町から外周道路を県に移管していただきたいという要望が長年出てきていると思います。第二浄化センターをつくる時の道路でございます。その道路を、どういうわけか知らないですが広陵町がずっと管理をしているわけでございます。その中で、自転車道もあり、今は町道でございますが、その重なったところが草が生えてなかなか見づらいところもある、景観も悪いし、その辺の県と町との関係で草刈りのほうもスムーズにいけないのかなということも考えられるわけでございます。長年町から県に道路を移管してほしいという要望も出ていますから、この際、県に移管していただいて、草刈りも県で全部やっていただいたら、もっとスムーズにいくのではないかなと、それも要望して終わりたいと思います。

○田中委員 要望を申し上げておきたいと思います。

けさほどからの議論の中にもございましたが、台風の被災箇所が多いため、予算を頂戴しているのですけれども十分手当し切れていない。また、県土マネジメント部におかれても、しっかりした工事はやっていただくのですけれども、予算が足りないので、去年の災害で被災したところの復旧に関しては、できるだけ予算的な配慮を賜りたいと思います。ぜひともよろしく願いいたします。

もう一つは、警察でございますが、これもけさほど議論がございました。信号機をつけてほしいとか、標識の色が消えてしまって、劣化したものが幾つもあるということで、更新していただきたいということがございます。既にこういうところでということはご認識いただいていると思いますので、ぜひ早めて実施していただきたいことを要望して終わります。以上です。

○松尾委員長 ほかにございませんか。

○田尻副委員長 通告をしてございませんので、誠に恐縮でございますが、お許しをいただきたいと思います。

もう着々と工事が進んでおりますが、県庁の東側のバスターミナルについてお尋ねをしたいと思います。

(仮称) 登大路バスターミナルということで、いろいろな審議を経て、来年3月にオープン予定と承っているところでございます。いよいよ最終的な仕上げに入ってくるころ

と思うのですが、予定どおり来年3月のオープンということで認識をしてよいのかどうか、まず最初にいかがでしょうか。

○上平奈良公園室長 ターミナルの現在の状況をお答えさせていただきます。

ターミナル、建物は建っているのですが、それ以外に、下の路盤面、植栽、電気系統など、これから発注する工事があります。かなり工事が交錯する状態になって、その辺でも現場としては苦勞をするところでございます。そもそも建物自身が、去年になるのですけれども、発注のときに不落になりまして、3カ月おくれたというのがかなり響いている状況です。

3月オープンが順調かということになりますと、そういう状況もありまして、これから先の工事発注とか調整も含めまして、来年の春には供用開始したいとは思っていますけれども、時期的なものにつきましては、その工事の調整等を図った上でお答えしたいと思えます。

○田尻副委員長 適時適時に聞いてまいりましたが、予定どおりという認識もしておりましたし、聞き及んでおりました。今の答弁からすると、いろいろなことがあっておくれる。春の一つの大きなシーズンですので、的を射たオープンは私は絶対必要と思っております。特に関西国際空港も全て通行できるようになってから、またインバウンドの関係等も含めて、たくさんのお客さんが見えになるということで、ぜひとも期待もするところですが、その辺も含めてしっかりと順調に工事をお願いをしてみたいと思っております。

それから、次に、このバスターミナルがオープンをいたしますと、県ではどれぐらいの台数を、あるいは収容能力も含めて、どのような数値を打ち出しておられるのか、この辺の予想はいかがなものでございましょうか。

○上平奈良公園室長 現在つくっておりますターミナルにつきましては、ターミナル本体で処理するのは、およそ280台を対象に設計をしております。それを超えるバスにつきましては、近隣の奈良県のほかの駐車場とも連携しまして、今、検討している最中でございます。以上です。

○田尻副委員長 たくさん来てほしいですけど、交通渋滞はやはり困るという両面的な考えがあるのですが、そこで、このバスターミナルに入ってきていただくのは非常にありがたいのですが、やはり進入をしていただく通行道路、あるいは退車をしていただく入口、出口を非常にある意味では心配をいたしております。もう既にこの段階ですので、警察等や、あるいは関係機関との協議も終わっているかと思うのですが、どう考えてもこの県庁

の周りをバスがぐるぐる回るような、そんな感じを抱いている人は多いと思うのですが、その辺についてはどのように考えておられるのか。例えば名阪国道の天理インターからバスがおりてくる場合はどういう形でバスターミナルに入っていくのか、わかりやすく想定で説明いただけますか。

○上平奈良公園室長 入口と出口をぐるぐる回るのではないかということに関しましては、基本的にはバスは西側から入ってきます。お客さんを乗せたりおろしたりしながら北側の道路へ行きまして、ちょうど県庁西交差点があるのですけれども、場外駐機場が西側にありますので、一旦回っていた車は西側へ逃げることになります。だから、同じところをぐるぐる回るという形にはなりません。

あともう一つ、例えば天理など、南のほうから、あと大阪のほうから、3方向から現在車は集まってきています。県庁東交差点でその車は東向いて大仏殿前バスターミナルへ行くのですが、ターミナルができましたら片側車線からしか入れない状況になります。例えば天理、吉野、桜井など、南方から来た車につきましては一旦途中で西へ移動させてもらいまして、大宮通りのほうへ入っていただいて、そこから県庁のほうを向いて来ていただくという形をとります。そのためには、最初は案内も立てますし、ガードマンも立てますし、看板も立てまして、ターミナル行きはこちらという形で誘導していきたいと思えます。以上です。

○田尻副委員長 ということは、名阪国道の天理インターからおりてきましたら、この奈良県庁の前まで来ないで、途中で、例えば帯解の辺から一旦24号線のほうへ車を逃げていただいて、そっちから回って入ってくるという理解でいいのですか。

○上平奈良公園室長 天理のほうから言いますと、帯解ではなしに紀寺のほうから入って、例えば奈良市道であるとか。ちょうど高畑のところの道路があるのですけれども。

そこを南から来たたら左折しまして、やすらぎの道を通って、また右折してという形になります。

○田尻副委員長 よくわかりましたけれど、今でも大渋滞して動かないところに、今、循環バスが出ていますけれど、そこへ今度は観光バスが入ってくると、またやすらぎの道から全て動かなくなるという大変危険なことを考えているのですけれども、その辺は現実問題として大丈夫でしょうか。いろいろな交通量の調査はされていますけれども、その点はどうか。

○上平奈良公園室長 その車の動きに対しては今検討している最中でございます。

○田尻副委員長　すぐには結論出ないと思うのですが、できる限りいろんな知恵を絞っていただきながら、ここはよっぽどよく考えていただかないと、大阪から奈良公園へ行くと、そしたら、第二阪奈有料道路のおりるところまで30分と、そこから奈良公園まで1時間と、このようによく言われるところでございます。これは早急に考えていただかなくてはならないと思っております。今すぐ結論が出るような小さな問題ではないので、じっくりよく考えて、早急に何らかの方向性を出してもらいたいと思います。

そして、最後に、今、(仮称)登大路バスターミナルとなっていますけれど、これは名称を変えるのか、あるいは仮称をとるのか、どんな形で決めようとしているのか、もう来春、3月、4月ですから、この辺の考え方を伺いをいたします。

○上平奈良公園室長　仮称をとるか、また別の名前にするかにつきまして、奈良公園整備検討委員会というのがありますので、その先生方とも相談したいと思っております。いずれにしても、仮称をとるか違う名前かというのは、まだそこまで検討は行っておりません。

○田尻副委員長　オリンピックではないのですが、2年先になら今の段階の答弁でいいと思うのですが、オープンはまだ半年後、それで名前をどうするかもこれから検討するという、そんな遅いスピードでいいのですか。我々がいろいろなことで地域やあるいはいろいろな団体に、いつも(仮称)登大路バスターミナルと言って説明して歩いているのです。県民の皆さんはそのことで認識があるのですが、何故仮称とついているのですか、どうして早い段階で決めないのですかと。そのほうが知名度も上がるし、県外も含めて利用していただけるのに、半年前で、今そのような段階だということをこの決算審査特別委員会の公の場で答えられないというのが理解できません。この辺については増田まちづくり推進局長なり、村井副知事なり、どうでしょうか。

○増田まちづくり推進局長　具体的な名称につきましては、今まだこれからという話ありましたが、検討委員会ではある程度こういう名前はどうかという話が出ております。近々、名前は決めていきたいと思っておりますので、全く何も検討していないということではございません。申しわけございません。

○田尻副委員長　先にその答弁が出ておれば、また違う質問の仕方になったのですが、その辺も含めて、オープンな施設ですし、みんなに利用してもらうのですから、隠してやる必要は何もないと思うのです。その辺も含めて増田まちづくり推進局長もよく知っておいていただきたいと思っております。

次に、中町の道の駅の工事が進むことになると思いますが、今年度は約8,000万円

で設計の予算が組まれていると思います。これについてはどのような形になっているのか、きょう現在という意識でご報告をお願いいたします。

○松田道路建設課長 中町道の駅についてでございますが、今年度は基本設計、実施設計を進めていくということで予算をいただいております。基本設計関係は今現在発注手続等を進めておまして、一部契約して着手しかけているものもございますが、ことしから来年度にかけて業務を進めていく予定でございます。以上でございます。

○田尻副委員長 ここは観光の拠点であるとかバスターミナルであるとか、あるいは皆さん方にいろんな形でご利用いただくということで、奈良県総合医療センターとともにイオンタウン、あるいは大きな一つの副都心としての核ができると、このように思っているのです。そこで、ここは順調に進めていただくことを前提としながら、すごく私は病院に対しては高い評価をいたしておりますし、多くの皆さん方から立派な病院であるとか、ホテルみたいな病院だと褒めていただいているような、何かうれしいような感じもするのですが、周辺の道路が病院のオープンとともに、間違いなく渋滞が激しくなっております。そこへ道の駅ができる、あるいは周辺には病院が来たことによって新しい医療のまちができようとしております。附属的な薬局、あるいはリハビリテーション病院、そして商業スペースも含めて大変渋滞が慢性化してまいります。

そんな中で、県道枚方大和郡山線を何とか拡幅しようということで、計画としては、4車線プラス広い歩道を含めてこれからつくっていこうと計画していただいていると思いますが、現在のところ、用地買収あるいは地元説明会を含めてどのような段階になっているのか、その辺についてお伺いをいたします。

○松田道路建設課長 中町道の駅の東側にございます県道枚方大和郡山線中町工区では、第二阪奈有料道路の下の砂茶屋交差点、今現在東西に分かれてございますが、これを東側に集約化する工事にかかっております。橋りょうの下部工ができまして、今、上部工の工事を契約しまして、作業を進めているところでございます。こちらは平成31年度、第二阪奈有料道路の南側の約200メートル間を部分供用する予定で、現在取り組んでいるところでございます。それより北側を4車線化するというので、今現在は第二阪奈有料道路の下の交差点から1本北側の国道308号線の交差点がございます。東側にスーパーがございまして、その用地買収をするべく地元交渉を進めているところでございます。以上でございます。

○田尻副委員長 いろいろと取り組んでいただいていることには感謝申し上げますけれど、

先日来私も何度か県政報告会や、あるいは総合医療センター周辺整備ということでいろいろな話し合いをさせていただきました。県にもいろいろな資料提供をいただいたりしながら、早い段階でと思っておりますが、知事がいつもおっしゃるように割と土地に対する思いが強いものですから、なかなか難しい問題が出てこようかと思えます。しかし、最終的には、富雄駅の県道枚方大和郡山線の拡幅工事も、過去にさかのぼれば29年間の年数と119億円という県費が投入されてやっと開通をしたと。あるいは中町の霊仙寺の前のバイパスも、私どもが平成7年にこの場所で言い始めてから15年ぐらいかかってでき上がったという歴史がございます。

そう思うと、かなり長くなりますけれど、余計道路が混雑をするという心配もありますので、その点も含めて鋭意努力していただくように強く要望して、私の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○松尾委員長 ほかになければ、これをもって農林部・県土マネジメント部、まちづくり推進局及び警察本部の審査を終わります。

最後に、総括項目の確認をさせていただきます。総括質疑のご発言が清水議員より亀の瀬の対策についてとございました。これだけでよろしいですか。

○山中委員 地籍調査。

○松尾委員長 地籍調査。わかりました。

それでは、理事者の入れかえがありますので、2時10分に会議を再開したいと思います。水道局及び教育委員会の審査を行いますので、お願いしておきます。